

第4回 静岡市災害義援金配分委員会 次第

令和5年8月9日(水)

15時30分から16時30分まで

静岡庁舎 新館9階 特別会議室

1 開会

2 保健福祉長寿局理事挨拶

3 報告事項

…2～3 p

(1) 災害義援金の配分完了について

(2) 未申請の被災者への申請勧奨実績について

4 閉会

【参考資料】

参考資料1 静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿

…5 p

参考資料2 静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

…6～7 p

【資料1】

報告事項1 災害義援金の配分完了について

配分委員会の審議結果に沿って、以下のように被災者への配分を決定しました。

(円)

1件当たりの 配分額 (県市合計)	人的被害		物的被害						
	死者	重傷者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外
第1回配分			111,000	82,000	68,000	55,000	27,000	10,000	10,000
第2回配分	242,000	121,000	131,000	99,000	83,000	66,000	33,000	14,000	14,000
最終配分	78,611	39,528	78,611	58,599	49,063	6,694	3,846	1,297	1,297
合計	320,611	160,528	320,611	239,599	200,063	127,694	63,846	25,297	25,297

県市合わせた災害義援金総額 395,084,907 円（県義援金(静岡市分)333,132,328 円＋市義援金 61,952,579 円)の全額を申請した被災者へ配分し、7月6日までに振込みが完了しました。

(件)

配分件数	死者	重傷者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	合計
葵区	0	5	0	4	35	348	151	49	20	612
駿河区	0	0	0	0	0	50	65	15	9	139
清水区	0	6	4	6	92	1,920	726	211	16	2,981
合計	0	11	4	10	127	2,318	942	275	45	3,732

報告事項2 未申請の被災者への申請勧奨実績について

2月28日の申請締め切り時点における被災数（申請勧奨送付数）は以下のとおりでした。上記配分件数と比較すると、申請率は97.6%でした。

(件)

	見舞金交付件数		罹災証明交付済件数							合計
	死者	重傷者	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 浸水以外	
申請勧奨数	0	12	4	10	128	2,369	958	295	48	3,824
うち申請件数	0	11	4	10	127	2,318	942	275	45	3,732
申請率		91.7%	100%	100%	99.2%	97.8%	98.3%	93.2%	93.8%	97.6%

未申請の被災者へ申請勧奨通知の再送、電話連絡、訪問等の対応をしましたが、92件が未申請でした。申請をフォローするために行った取組の内訳は以下のとおりです。

- ①☎ 申請勧奨通知を住民票住所宛て送付
- ②☎ 返戻されたものは罹災証明発行申請書等に記載の住所等へ再送付  
→郵便が返戻され、申請勧奨が届かず（7件）
- ③☎ 申請書に不備があれば、災害義援金申請書記載の電話番号へ架電して補正を求める  
→補正期限（最短でも2週間）までに不備が補正されず（3件）
- ④☎ 1月末までに申請がない被災者に対して、罹災証明発行申請書・見舞金申請書に記載の電話番号へ架電  
→電話番号記載なく架電できず（48件）
- ⑤☎ 不通の場合は、日や時間を改めて3回以上再架電  
→3回以上架電するも不通（28件）
- ⑥🏠（人的被害者のみ）2月26日までに申請のない重傷者に対して、申請勧奨送付先を訪問  
→訪問するも不在（1件）

（件）

	申請 勧奨 数 A	申請 数 B	未申 請 A-B	未申請の被災者への申請フォロー内訳						
				①② 郵便が返 戻され、 申請勧奨 が届かず	③ 申請期限 までに不 備が補正 されず	④ 電話番号 記載なく 架電でき ず	⑤ 3回以上 架電する も不通	⑥ 訪問する も不在	電話で 辞退意思 確認	申請期限 を過ぎて 申請
葵区	625	612	13			10		1	2	
駿河区	145	139	6			6				
清水区	3,054	2,981	73	7	3	32	28			3
<b>合計</b>	<b>3,824</b>	<b>3,732</b>	<b>92</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>48</b>	<b>28</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>

※④～⑥の取組による申請率の伸び（2月6日→2月末）

葵区 87.54%（541件）→97.92%（612件）

駿河区 86.62%（123件）→95.86%（139件）

清水区 88.22%（2,680件）→97.61%（2,981件）

この度の災害義援金の募集、申請受付、配分にかかるスケジュールは、以下のとおりでした。申請受付期間を3か月とし、段階的に配分を行うことで、迅速に配分することができました。

静岡県	静岡市
9/23 令和4年台風第15号災害	
9/27 義援金受付開始	9/30 義援金受付開始
11/18 第2回県委員会	11/28 第1回市委員会
11/29 第1回配分額を市町へ送金	

12/6～ 被災者への案内通知	
12/23～ 被災者へ第1回振込	
12/28 義援金の受付期間終了	12/28 義援金の受付期間終了
2/2 第3回県委員会	2/20 第2回市委員会
人的被害を受けた被災者への案内通知	
3/10～ 被災者へ第2回振込	
2/28 配分申請締め切り	
第4回県委員会	4/20 第3回市委員会
3/28～7/6 被災者へ第3回振込	
市町からの配分報告の取りまとめ	余剰が発生した場合のみ寄附※
出納局による監査	
県委員会委員宛てに監査報告（書面）	7/20 第4回市委員会

※余剰金は発生しませんでしたので、中央共同募金会が募集する災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ）への寄附は行いませんでした。

## 静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿

五十音順

	氏名	所属	職名
委員長	えばら かつゆき 江原 勝 幸	静岡県立大学短期大学部	准教授
委員	おばた たけひろ 小幡 剛弘	静岡市社会福祉協議会	常務理事
委員	かじたに こう 梶谷 浩	静岡市民生委員児童委員協議会	前会長
委員	かやま ひでたけ 加山 秀剛	加山公認会計士事務所	所長
委員	たみや ふみお 田宮 文雄	静岡市自治会連合会	副会長

## 事務局

氏名	職名
いけだ ようへい 池田 陽 平	保健福祉長寿局理事兼次長兼健康福祉部長
にしじま ひろみち 西島 弘 道	参与兼福祉総務課長

静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、令和4年台風第15号の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭（以下「災害義援金」という。）に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市災害義援金配分委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について調査審議すること。
- (2) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被災者の支援に関し優れた識見を有する者
- (2) 会計監査に関し優れた識見を有する者
- (3) 被災者の支援に係る関係団体を代表する者
- (4) 町内会及び自治会を代表する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年9月30日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによ

る。

- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。